

企画競争を前提とする公募（概要）

2019年11月6日
立命館アジア太平洋大学
アドミニストレーション・オフィス

立命館アジア太平洋大学において、下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

記

1. [事業概要]

- (1) 事業名：立命館アジア太平洋大学構内における食品移動販売事業者の募集
- (2) 事業内容：本学指定の場所において、食品移動販売を行う。
- (3) 事業期間：2020年4月1日～2021年3月31日

2. [設置場所]

出店場所：立命館アジア太平洋大学構内 指定の場所

3. [応募書類提出期限と提出場所]

- (1) 提出期限：2020年1月7日（火）12時00分までに、下記(2)に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限必着とする。）にて提出すること。
- (2) 提出場所：大分県別府市十文字原1-1
立命館アジア太平洋大学 アドミニストレーション・オフィス
電話：0977-78-1112

4. [審査方法]

募集要項等に基づき提出された企画提案書等について、書類審査等により提案者を選定する。

5. [その他]

- (1) 応募者は、応募する前に必ず公募要領を熟知のうえ応募すること。
- (2) 応募者は、本学が要請した場合は、追加資料の提出等に応じること。
- (3) その他、公募要領に定めのない事項は、本学の指示による。
- (4) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 問い合わせ先は、上記3(2)と同じとする。

以上

立命館アジア太平洋大学構内における食品移動販売事業者の募集公募要領

1 目的

学生及び教職員等の福利厚生の一環として食事がとりやすい環境を提供する為に、食品移動販売事業者をキャンパス内に誘致し「食のサービス」を向上させることを目的とする。

2 応募資格及び応募要件

食品移動販売事業又は店舗による飲食店営業等の実績があり、長期間にわたり安定した移動販売の運営が可能な事業者であり、当該事業に必要な資格（営業許可）を有し、かつ、以下の各号に該当する者であること。

- (1) 役員等（事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者、及び事業者が個人である場合にはその者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたことがないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当していないことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められないこと。
- (7) 事業者が、(1)から(5)までのいずれかに該当していない者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、本学が事業者に対して当該契約の解除を求めた場合、これに従えること。

- (8) 被保佐人、被補助人及び未成年者(婚姻又は営業の許可を受けている者を除く)で、必要な同意を得ている場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (9) ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者でないこと。
- (10) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (11) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (12) 懲役または禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者でないこと。
- (13) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑者をもって勾留または起訴され、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者でないこと。
- (14) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者でないこと。
- (15) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者でないこと。
- (16) 市民税等の税金を滞納している者でないこと。
- (17) 公的機関の定める営業許可証を受けた者であること。
- (18) 食品衛生責任者等の資格を有する者であること。
- (19) P L保険等賠償保険に加入している者であること。
- (20) 保健所が定める、適切な衛生管理ができる者であること。

- (21) 出店箇所周辺のゴミの回収及び販売食品にかかる適切なゴミ処理ができる者であること。
- (22) 移動販売にかかるスケジュール、及び区画に同意できる者であること。

3 食品移動販売店舗の出店箇所（別図）

場 所： 立命館アジア太平洋大学 構内

※ 本学の指示により変更する場合がある。

4 覚書および出店開始日

覚書を締結する。なお、出店開始日は 2020 年 4 月 1 日以降とする。

5 契約期間

契約は、2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日とする。

6 出店日時等

土曜日、日曜日、祝日、年末年始休業及びその他大学の行事に基づく休業日（入試等）については、出店を要しない日とし、出店日については本学と事業者が協議の上、決定する。

営業時間は、10 時 00 分～21 時 00 分の範囲とし、ウェーブ付近は 11 時 00 分～14 時 00 分、F 棟、D 棟は 11 時 30 分～12 時 30 分の範囲を必須とする。BⅡ棟周辺、AP ハウスについては、必須の時間は設定しない。

7 出店形態・方法

移動型店舗（移動販売車等）による飲食の移動販売、もしくはお弁当販売とする。

8 賠償責任

事業者は、販売等に起因する事故及び本学施設・設備の汚損等に関する賠償（原状復旧等）に関し、本学及び第三者への賠償は速やかに対応しなければならない。

9 サービス水準の確保

事業者は、大学内における移動販売であることを勘案し、学生及び教職員等に対するサービスの向上に努めることとする。

10 販売実績等の報告

毎月月末までに、当該月における商品の販売数量その他委託者の指定する事項に関する報告書を作成し、当該期間終了後速やかに委託者に報告すること。

11 その他

本公募要領に定めのない事項については、本学と事業者で協議の上、決定する。

12 経費負担

事業者は、出店に係る経費を負担する。(別紙参照)

13 企画提案書の企画内容

(1)企画提案

- ① 衛生管理への取り組み
 - ・食中毒等に対する予防対策
- ② 環境・安全への配慮
 - ・ゴミ処理及び適切な清掃
- ③ 販売商品・価格
 - ・満足できるメニューの構成・価格（写真付、必要に応じて説明を記載）
- ④ 食品を販売する移動型店舗の詳細
 - ・販売に使用する移動型店舗（移動販売車等）についての詳細（写真や構造の説明）
- ⑤ 希望販売場所・日時
 - ・希望の出店場所、出店可能な曜日、時間帯
- ⑥ 苦情に対する対応について
 - ・対応責任者、連絡先
- ⑦ その他アピールポイント
 - ・ベジタリアン、ビーガン向けの販売商品がある場合には、評価ポイントを加算する。
 - ・ハラル対応の販売商品がある場合には、評価ポイントを加算する。

(2)経営状況等

- ① 会社の概要についての説明資料
- ② 応募資格に関して証明できるもの（食品衛生責任者であることを確認できるもの）
(写)、営業許可証(写)、P L保険等(写)、誓約書/応募申込書(本学指定様式)を添付すること。)
- ③ 移動型店舗（移動販売車等）による出店実績又は店舗による飲食店営業等の実績
- ④ その他参考資料（協力事業者との契約形態に関する資料等）

14 企画提案書の提出

- (1) 期限：2020年1月7日(火)必着

(2) 提出先

〒874-8577 大分県別府市十文字原 1-1

立命館アジア太平洋大学

T E L : 0977-78-1112

F A X : 0977-78-1109

E-mail : myo21527@apu.ac.jp

(3) 提出方法

必要部数を持参又は郵送等により提出すること。

(4) 提出部数

正本 1 部

副本 6 部

15 質疑の受付

公募等に係る質疑は原則として書面（様式は任意）により上記提出先までメール又はFAXにて送付すること。

問い合わせ時間： 祝日を除く月曜から金曜 9 時 00 分～17 時 30 分

質問受付締切日： 2019 年 12 月 24 日（火）17 時 30 分

16 審査及び事業者選定の流れ

(1) 提案の選定等

本学において、本公募要領に基づく提案内容等を総合的に審査し、事業者を選定する。

なお、2 の応募資格及び応募要件の項目については必須条件とする。

提案内容等についての本学からの確認、及び追加資料の提出の要請については、誠実に対応すること。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、2020 年 2 月 12 日（水）までに本学から文書にて通知するものとし、個別の問い合わせには応じない、また、審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。なお、提出書類を含め、提案内容に虚偽が認められた場合は失格とする。